

姫路市立飾磨児童センター等に係る指定管理者の指定について

1 管理を行わせる施設

名 称	所 在 地
姫路市立飾磨児童センター	姫路市飾磨区細江2654番地
姫路市立東児童センター	姫路市花田町加納原田813番地
姫路市立面白山児童センター	姫路市神子岡前三丁目8番1号

2 指定管理者候補者

- (1) 名 称 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
- (2) 代表者 理事長 名村 哲哉
- (3) 所在地 姫路市安田三丁目1番地

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

4 選定理由

姫路市社会福祉事業施設条例第11条第2項各号に掲げる基準及び姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める基準を基に、指定管理者選定委員会が定める基準に基づき審査を行った結果、要求要件を満たされていることが確認され、指定管理者候補者に選定した。

5 評価内容

- ・飾磨児童センターほか2施設は、姫路市の児童厚生施策の推進を図る上で拠点的な役割を果たす施設であり、管理運営において市施策との一体性が必要とされる所、上記団体は、児童厚生施設の経営について長年の経験とノウハウの蓄積を持ち、継続して安定した管理運営を行ってきており、市との緊密な連携のもと、公益の増進を図ることが期待できると評価できる。
- ・上記団体は、これまで培ったノウハウを活用し「発達に関する相談事業」や地域の子育て支援活動団体の育成支援を行う「講師派遣プログラム」といった先進的な事業の実施を行っており、今後も質の高いサービスの提供が期待できる提案内容であった。

6 こども未来局指定管理者選定委員会委員

	役 職	氏 名
委員長	姫路市こども未来局長	坂田 基秀
副委員長	姫路市こども未来局こども育成部長	圓尾 俊雄
委員	帝塚山大学准教授（学識経験者）	西村 真実
	市民・利用者代表	池上 益美
	公認会計士	岡内 勇気

7 選定経緯

(1) 募集方法 非公募

(2) 選定委員会検討経過

現地視察	令和 2年 7月 3日	姫路市立飾磨児童センターの現地視察
第1回	令和 2年 7月 3日	申請手続要領・審査基準の審議・決定
第2回	令和 2年 9月 1日	申請書類の審査、申請者によるプレゼンテーション及び質疑による審査、候補者の選定

(3) 評価結果

各委員が以下の評価項目について、各種申請書類並びに申請者によるプレゼンテーション及び質疑に基づき厳正な審査を行った結果、要求要件を満たしていることが確認され、指定管理者候補者に選定した。

	大項目	中項目
評 価 項 目	事業計画等の評価	施設の管理運営方針
		施設の効用を最大限に発揮・管理経費の縮減
		施設の管理を安定して行う能力
	管理運営経費の評価	指定管理料提案額（単年度平均：94,683,000円）
		収支計画の妥当性

(4) 議事要旨

・現地視察

「姫路市立飾磨児童センター」において施設概要を説明した。

・第1回選定委員会

事務局から「指定管理者制度の概要」、「児童館・児童センターの概要」及び「令和3年度指定管理者更新施設の概要」を説明した。

「指定管理者申請手続要領（案）」及び「指定管理者候補者審査基準（案）」について審議が行われ、その結果、両案が承認された。

- ・ 第2回選定委員会

事務局から書類審査の方法及び団体の概略を説明した後、各種申請書類並びに申請者によるプレゼンテーション及び質疑に基づき厳正な審査を行った結果、要求要件を満たしていることが確認され、指定管理者候補者に選定した。

また、選定結果報告の内容について審議を行い、本報告書を作成した。

8 候補者の決定

令和2年10月16日開催の指定管理者制度運用委員会において指定管理者候補者を決定。